

特別養護老人ホームアザレア

重 要 事 項 説 明 書

(岡山県指定事業所番号 岡山県 3370400370号)

特別養護老人ホームアザレア（以下、「当施設」という。）は、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意いただきたいことを案内いたします。

原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目次

1	施設経営法人	2
2	利用施設	2
3	居室の概要	3
4	職員の配置状況	4
5	提供するサービスと利用料金	5
6	施設を退所いただく場合	20
7	身元引受人等について	22
8	苦情の受付について	23
	〈重要事項説明書付属文書〉	24

1 施設経営法人

(1) 法人名

社会福祉法人 玉野福祉会

(2) 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目24番40号

(3) 電話番号

0863-32-3038

(4) 代表者氏名

理事長 尾崎 勝

(5) 設立年月日

平成 5年11月18日

2 利用施設

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等を利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方が利用いただけます。

(3) 施設の名称

特別養護老人ホーム アザレア

(4) 施設の所在地

岡山県玉野市玉原二丁目24番40号

(5) 電話番号

0863-32-3038

(6) 施設長氏名

施設長 川口 義孝

(7) 当施設の運営方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・食事・排泄等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

(8) 開設年月日

平成 7 年 4 月 1 日

(9) 利用定員

80人

3 居室の概要

以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	10室	従来型個室
2人部屋	7室	多床室
4人部屋	19室	多床室
合 計	36室	
食堂及び機能訓練室	2室	【設置機器】 平行棒
浴室	2室	一般浴・機械浴・特殊浴
医務看護室	1室	静養室付き
寮母室	2室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設・整備です。

〈居室の変更〉

- (1) 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可決を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- (2) 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）
- (3) 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
上記に該当する場合は、家族との協議の上、実施するものといたします。

4 職員の配置状況

利用者に対して指定介護老人施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	名	1名
2. 生活相談員	名	1名
3. 介護支援専門員	名	1名
4. 介護職員	名	28名
5. 看護職員	名	3名
6. 栄養士又は管理栄養士	名	1名
7. 機能訓練指導員	名	1名
8. 医 師	名	1名

〈職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 生活相談員	常勤（ 8：30～17：00）
2. 介護支援専門員	常勤（ 8：30～17：00）
3. 介護職員・看護師	A 勤（ 7：00～15：30） B 勤（ 7：30～16：00） C 勤（ 8：00～16：30） D 勤（ 8：30～17：00） E 勤（ 9：00～17：30） F 勤（ 9：30～18：00） G 勤（10：00～18：30） N 勤（16：00～ 9：00）
4. 栄養士又は管理栄養士	常勤（ 8：30～17：00）
5. 指導訓練指導員	第2・第4水曜日（10：00～16：00）
6. 医 師	週1回（水曜日）（13：30～14：30）

※土日は、上記と異なります。

5 提供するサービスと利用料金

提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額を契約者に負担していただく場合
- （3）介護給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（～7割）は介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して、食堂において食事を摂っていただくことを原則としています。

- ・ 食事時間の変更、食事メニューの選択、食事場所の変更等については、ご希望があればお申し付けください。

※なお、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

(食事時間)

朝食： 7：30～ 8：30

昼食：12：00～13：00

夕食：17：30～18：30

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師及び看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他の自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう援助します。

〈サービスの利用料金〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計をお支払いください。

また、厚生労働省が定める告示等により、

①令和6年4月1日より給地〔単位×10.00円〕となります。

〈基本施設サービス費〉

利用者の 要介護度	単 位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	589単位／日	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659単位／日	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732単位／日	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802単位／日	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871単位／日	871円	1,742円	2,613円

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日あたりの利用料金〔単位×10.00円（給地区分）〕

加算名		単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
日常生活継続支援加算		36単位/日	360円	36円	72円	108円
看護体制加算	(Ⅰ) (□)	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	(Ⅱ) (□)	8単位/日	80円	8円	16円	24円
夜勤職員配置 加算	(Ⅰ) (□)	13単位/日	130円	13円	26円	39円
	(Ⅲ) (□)	16単位/日	160円	16円	32円	48円

加算名		単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
生活機能向上 連携加算	(Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上 連携加算	(Ⅱ)	200単位/月	2,000円	200円	400円	600円
個別機能訓練 加算	(Ⅰ)	12単位/日	120円	12円	24円	36円
	(Ⅱ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
	(Ⅲ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
ADL維持等加算	(Ⅰ)	30単位/月	300円	30円	60円	90円
	(Ⅱ)	60単位/月	600円	60円	120円	180円
若年性認知症入所者 受入加算		120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
常勤医師配置加算		25単位/日	250円	25円	50円	75円
精神科医療養指導加算		5単位/日	50円	5円	10円	15円
障害者生活支援 体制加算	(Ⅰ)	26単位/日	260円	26円	52円	78円
	(Ⅱ)	41単位/日	410円	41円	82円	123円
外泊時費用加算		246円/日	2,460円	246円	492円	738円
外泊時在宅サービス 利用の費用		560円/日	5,600円	560円	1,120円	1,680円
初期加算		30単位/日	300円	30円	60円	90円
退所時栄養情報 連携加算		70単位/月	700円	70円	140円	210円
再入所時栄養連携加算		200単位/回	2,000円	200円	400円	600円
退所前訪問相談援助 加算		460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所後訪問相談援助 加算		460単位/日	4,600円	460円	920円	1,380円
退所時相談援助加算		400単位/日	4,000円	400円	800円	1,200円
退所前相談連携加算		500単位/日	5,000円	500円	1,000円	1,500円
退所時情報提供加算		250単位/回	2,500円	250円	500円	750円
協力医療機関 連携加算	(1)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円

加算名		単位数	利用料金 (× 10.00円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
協力医療機関 連携加算	(2)	5単位/月	50円	5円	10円	15円
栄養マネジメント強化 加算		11単位/日	110円	11円	22円	33円
経口移行加算		28単位/日	280円	28円	56円	84円
経口維持加算	(Ⅰ)	400単位/月	4,000円	400円	800円	1,200円
	(Ⅱ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	90単位/月	900円	90円	180円	270円
	(Ⅱ)	110単位/月	1,100円	110円	220円	330円
療養食加算		6単位/回	60円	6円	12円	18円
特別通院送迎加算		594単位/月	5,940円	594円	1,188円	1,782円
配置医師緊急時 対応加算	(1)	325単位/回	3,250円	325円	650円	975円
	(2)	650単位/回	6,500円	650円	1,300円	1,950円
	(3)	1,300単位/回	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	(1)	72単位/日	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前4日以上30日以下	(2)	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日前日及び前々日	(3)	680単位/日	6,800円	680円	1,380円	2,040円
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日	(4)	1,280単位/日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日以前31日以上45日以下	(1)	72単位/日	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日以前4日以上30日以下	(2)	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日前日及び前々日	(3)	780単位/日	7,800円	780円	1,560円	2,340円
看取り介護加算(Ⅱ) 死亡日	(4)	1,580単位/日	15,800円	1,580円	3,160円	4,740円
在宅復帰支援機能加算		10単位/日	100円	10円	20円	30円
在宅・入所相互利用 加算		40単位/日	400円	40円	80円	120円
認知症専門ケア 加算	(Ⅰ)	3単位/日	30円	3円	6円	9円

加算名		単位数	利用料金 (× 10.00円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
認知症専門ケア 加算	(Ⅱ)	4単位/日	40円	4円	8円	12円
認知症チームケア 推進加算	(Ⅰ)	150単位/月	1,500円	150円	300円	450円
	(Ⅱ)	120単位/月	1,200円	120円	240円	360円
認知症行動・心理症状 緊急加算		200単位/日	2,000円	200円	400円	600円
褥瘡マネジメント 加算	(Ⅰ)	3単位/月	30円	3円	6円	9円
	(Ⅱ)	13単位/月	130円	13円	26円	39円
排せつ支援加算	(Ⅰ)	10単位/月	100円	10円	20円	30円
	(Ⅱ)	15単位/月	150円	15円	30円	45円
	(Ⅲ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
自立支援促進加算		280単位/月	2,800円	280円	560円	840円
科学的介護推進 体制加算	(Ⅰ)	40単位/月	400円	40円	80円	120円
	(Ⅱ)	50単位/月	500円	50円	100円	150円
安全対策体制加算 (初日のみ)		20単位/日	200円	20円	40円	60円
高齢者施設等感染 対策向上加算	(Ⅰ)	10単位/月	100円	10円	20円	30円
	(Ⅱ)	5単位/月	50円	5円	10円	15円
新興感染症等 施設療養費		240単位/月	2,400円	240円	480円	720円
生産性向上推進 体制加算	(Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
	(Ⅱ)	10単位/月	100円	10円	20円	30円
身体拘束廃止 未実施減算		10.0%減算				
栄養マネジメント 未実施減算		14単位/日減算				
安全管理体制 未実施減算		5単位/日減算				
高齢者虐待防止 措置未実施減算		1.0%減算				
業務継続計画 未実施減算		3.0%減算				

加算名		単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/日	220円	22円	44円	66円
	(Ⅱ)	18単位/日	180円	18円	36円	54円
	(Ⅲ)	6単位/日	60円	6円	12円	18円
介護職員等 処遇改善加算	(Ⅰ)	14.0%				
	(Ⅱ)	13.6%				
	(Ⅲ)	11.3%				
	(Ⅳ)	9.0%				

①日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定の割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②看護体制加算

ア. 看護体制加算 (Ⅰ) (ロ) 常勤の看護師の配置

イ. 看護体制加算 (Ⅱ) (ロ) 基準を上回る看護職員の配置

③夜間職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑥A D L維持等加算

利用者の日常生活動作 (A D L) をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合

⑦若年性認知症入所受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑧常勤医師配置加算

常勤専従の医師を1名以上配置している場合

⑨精神科医療指導加算

認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

⑩障害者生活支援体制加算（Ⅰ）

入所者のうち障がいをお持ちの方が、50%以上で、障害者生活支援専門員を1名以上配置していた場合

⑪障害者生活支援体制加算（Ⅱ）

入所者のうち障がいをお持ちの方が、50%以上で、障害者生活支援専門員を2名以上配置していた場合

⑫外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定

⑬外泊時在宅サービス利用費用

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合

⑭初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑮退所時栄養情報連携加算

管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合

⑯再入所時栄養連携加算

施設入所後、医療機関に入院後経管栄養等により入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、入院医療機関の管理栄養士と連携し再入所後栄養管理に関する調整を行った場合

⑰退所前訪問相談援助加算

入所者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合

⑱退所後訪問相談援助加算

入所者が退所後３０日以内に当該入所者の居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合

⑲退所時相談援助加算

入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合

⑳退所前相談連携加算

入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

㉑退所時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合

㉒協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合

㉓栄養マネジメント強化加算

栄養管理士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

㉔経口移行加算

経口摂取に移行するための管理栄養を実施した場合

㉕経口維持加算

誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合

㉖口腔衛生管理

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合

②⑦療養食加算

利用者の症状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

②⑧特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある者に対して、１月に１２回以上、通院のため送迎を行った場合

②⑨配置医師緊急時対応加算（早朝又は夜間）

配置医師が早朝又は夜間の時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

③⑩配置医師緊急時対応加算（深夜）

配置医師が深夜時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

③⑪看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

③⑫在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合

③⑬在宅・入所相互利用加算

入所期間終了に当たって、在宅での生活継続の支援に取り組んだ場合

③⑭認知症専門ケア加算

認知症ケアに関する専門研修を終了した者が介護サービスを実施した場合

③⑮認知症チームケア推進加算

認知症ケアに関する専門研修を修了した者を１名以上配置し、入所者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、認知症の行動・心理症

状の予防等に資するチームケアを実施している場合

③⑥認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症等のため、在宅での生活が困難であり、緊急時に入所することが適当であると判断した者を受け入れた場合

③⑦褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合

③⑧排せつ支援加算

排せつ障害のため、排せつ介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合

③⑨自立支援促進加算

医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合

④⑩科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報を提供し、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

④⑪高齢者施設等感染対策向上加算

感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行い、入所者等への感染対策に対応している場合

④⑫新興感染症等施設療養費

入所者が別に厚生労働省の定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

④⑬生産性向上推進体制加算

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器

等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価した場合

④④高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられてない場合

④⑤業務継続計画未実施減算

業務継続計画が未策定であり、必要な措置を講じていない場合

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の設備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

④⑥サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

④⑦介護職員等処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的

〈居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請することにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

令和6年8月1日から基準となる額面と新たに負担いただく金額が変わります。なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

令和7年4月1日から

(日額)

対象者		区分 利用者 負担	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		段階 1	0円	380円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円 以下の方	段階2	430円	480円	390円
	非課税かつ本人年金収 入等80万円超120万円以 下の方	段階3 ①	430円	880円	650円
	非課税かつ本人年金収 入等120万円超の方	段階3 ②	430円	880円	1, 360円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階4	1, 200円	1, 500円	1, 800円

(2) その他介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの提供の概要と利用料金〉

①特別な食事

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

②貴重品の管理

利用者の希望により、貴重品管理サービスを利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

管理する金銭の形態

- ・施設の指定する金融機関に預けている預金

お預かりするもの

- ・上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

保管管理者

- ・施設長

出納方法

- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを利用者へ交付します。

利用料金：無料

③レクリエーション、クラブ活動

- ・ 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金

- ・ 材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費を負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

⑤理髪

理容師の出張による利用サービスを利用できます。

- ・ 利用料金 実費

⑥インフルエンザ予防対策

利用者及び家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

- ・ 利用料金 実費

⑦利用者の移送に係る費用及び距離

利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、通院や入院時には、付き添いをお願いします。玉野市外の通院や入院については、対応をお願いする場合があります。

- ・ 対象地域 玉野市内 無料

⑧契約書第21条に定める所定の料金

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。（1日あたりの利用金額の50%）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

（3）利用料金の支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

1. 金融機関窓口からの自動引き落としによる

2. 指定金融機関への振り込み

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	岡山赤十字玉野病院
所在地	玉野市築港5-16-25
診療科	内科／整形外科／リハビリテーション科／皮膚科

医療機関の名称	由良病院
所在地	玉野市深井町11-13
診療科	もの忘れ外来／精神科・心療内科／内科／糖尿病・内分泌内科／消化器内科／整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	プライムケアデンタル
所在地	岡山県南区植松523-4

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定められていませんが、以下のような事由があった場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重要な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者から退所の申し出があった場合
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合

（１）利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条参照）

契約の有効期間内であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には退所を希望する日の7日前までに解約届出書を提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②当施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反したとき
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（利用者が病院等に入院された場合の対応について 契約書第20条参照）
- ⑤利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型施設に入院した場合

当施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、下記の通りです。

①検査入院等、7日間以内の短期入院の場合

7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、契約を解除します。ただし、契約を解除した

場合で、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるように努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイサービス）を優先的に利用できるよう努めます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（3）円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により当施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ・ 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・ 居宅介護支援事業者の紹介
- ・ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人等について

（1）当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

（2）身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「署名代行者若しくは連帯保証人」とし、「署名代行者若しくは連帯保証人」とは、家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

（3）身元引受人の職務は、利用契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受け取り及び当該引渡しにかかる費用の負担とします。

（4）前掲の（2）における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ）連帯保証人は、利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ）前項の連帯保証人の負担は、極度額120万円を限度とします。

ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

二) 連帯保証人の請求があったときには、事業所は、連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者）

（生活相談員） 小田 竜成

- ・ 受付時間

（月曜日～金曜日） 8：30～17：30

- ・ お問い合わせ先

（電話番号） 0863-32-3038

(2) その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会

- ・ 所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号

(3) 福祉サービス第3者評価事業の評価については、以下のとおりです。

直近の実施日：令和6年12月6日に実施

評価機関名 ：利用者家族

評価結果公表：あり。施設にて原本の閲覧も可能

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根地下

1階付3階建

(2) 建物の延べ床面積 4,008.22㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

〔短期入所生活介護（ショートステイサービス アザレア）〕

平成12年 4月 1日指定 岡山県3370400370号 定員20名

(4) 施設の周辺環境

玉原住宅団地の南端に位置し、幼稚園・小学校に隣接した朝陽よく当たる高台にあります。近くには玉原親水公園・玉野市総合運動公園もあり、周囲はたいへん静かで安心して暮らせる環境です。

2. 職員の配置状況

〔配置職員の職種〕

・介護職員

利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名以上の看護・介護職員を配置しています。

・生活相談員

利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。

・看護職員

主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

・機能訓練指導員

利用者の機能訓練を担当します。１名以上の機能訓練指導員を配置しています。

・介護支援専門員

利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。１名以上の介護支援専門員を配置しています。

・医師

利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。１名以上の嘱託医を配置しています。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用後作成する「サービス計画」（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第２条参照）

- ①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③施設サービス計画は、６ヶ月に１回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じ、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

４．サービス提供における当施設の義務（契約書第８条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、心身、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員との連携のう

え、利用者から聴取、確認します。

③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定等の申請のために必要な援助を行います。またその他申請等利用者の希望により代行援助を行います。

⑤利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者また利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。

⑥利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録の記載をするなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑦当施設及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません。
(守秘義務)ただし、利用者に緊急な医療上のサービス担当学会議等において必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する場合があります。
また利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、利用者に関する情報を提供する場合があります。

5. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込み制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

衣類、日用品、冷蔵庫、テレビ等

(2) 面会

面会時間 9：00～19：00

※時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物やなまものの持ち込みは遠慮ください。

※感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることに代わる場合や、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊 (契約書第24条参照)

外出、外泊をされる場合には事前にお申し出ください。

ただし、外泊については、最長で月7日間といたします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合に5.(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第10条、第11条参照)

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について （契約書第12条参照）

当施設において事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

- ・当施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明をいたしました。

説明者氏名 生活相談員 小田 竜成 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

住 所	
氏 名	印

住 所	
氏 名	印
契約者との続柄	

住 所	
氏 名	印
契約者との続柄	